## 議案第73号

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市手数料条例(平成12年条例第7号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月13日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

## 提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付等に係る手数料を追加 したいので、この案を提出するものである。 鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市手数料条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁 気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明 した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表2の項の次に次のように加える。

 $2 \mathcal{O} 2$ 規定に基づく戸籍電子証明書提供用識 | き400円 別符号の発行(情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する法律(平成1 4年法律第151号)第7条第1項の 規定により同法第6条第1項に規定す る電子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限る。以下 この項及び4の2の項において同じ。) により戸籍電子証明書提供用識別符号 の発行を行う場合(当該発行に係る戸 籍電子証明書の請求が同条第1項の規 定により同項に規定する電子情報処理 組織を使用する方法により行われた場 合に限る。) における当該発行及び戸 籍電子証明書提供用識別符号の発行に 係る戸籍電子証明書の請求を行う者が 同時に当該戸籍電子証明書が証明する 事項と同一の事項を証明する戸籍の謄 本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求 を行う場合における当該発行を除く。)

戸籍法第120条の3第2項の | 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につ

別表3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁

気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表4の項の次に次のように加える。

4の2 戸籍法第120条の3第2項の 規定に基づく除籍電子証明書提供用識 別符号の発行(情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する法律第7条第 1項の規定により同法第6条第1項に 規定する電子情報処理組織を使用する 方法により除籍電子証明書提供用識別 符号の発行を行う場合(当該発行に係 る除籍電子証明書の請求が同項の規定 により同項に規定する電子情報処理組 織を使用する方法により行われた場合 に限る。)における当該発行及び除籍 電子証明書提供用識別符号の発行に係 る除籍電子証明書の請求を行う者が同 時に当該除籍電子証明書が証明する事 項と同一の事項を証明する除かれた戸 籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書 の請求を行う場合における当該発行を 除く。)

除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

別表5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表6の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改める。

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。